

令和8年度 山都町まちづくり事業補助金の事業を募集します



山都町では、住民の主体的なまちづくりを支援するため、その事業に要する費用の一部について補助を行います。

1. 補助対象事業

(1) まちづくり事業

- ① 専門家等を招へいして行う講習会等
- ② 広く一般の者が参加できる講演会等
- ③ 地場産品の販路拡大を図る事業
- ④ イベント（同一のものは3年度限り） など

(2) 研修事業 まちづくりのために住民自らが企画する研修（同じ者の申請は2年度限り）

2. 補助金交付対象者

主たる活動の場が町内である構成員5人以上の団体

※営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体、自治振興区などは対象外です。

3. 補助対象経費

- (1) まちづくり事業 対象事業に要する経費（事業者の運営経費・食料費は対象外）

問合せ まちづくり課 ☎ 72-1158

- (2) 研修事業 補助要綱に定める規定により算定した旅費（行程に基づき町で算定）

※補助対象経費は交付決定後に支払われたものに限ります。また、他の補助を受けている事業はその分を除いた額が補助対象経費となります。

4. 補助率及び補助金額

(1) まちづくり事業

- ① 補助率 4分の3以内（千円未満切捨て）
- ② 限度額 5万円以上50万円まで

(2) 研修事業

- ① 補助率 3分の2以内（千円未満切捨て）
- ② 限度額 1人あたり1万円以上10万円まで（1団体あたり5人まで）

5. 申請方法等

- (1) 募集期間 令和8年4月1日(水)～5月29日(金)
- (2) 申請書提出先 山都町役場 まちづくり課
- (3) 申請書類 補助金交付申請書
事業（研修）計画書
収支予算書（まちづくり事業）
団体の規約または団体調査
その他、町が必要と認める書類

第38回熊本県シニア美術展



○出品部門：日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸（6部門）

○出品資格：令和8年4月1日時点で60歳以上である県内在住のアマチュア

○出品作品：1人1部門（2部門まで出品可能）。

○出品料：1点1,200円

○テーマ：特に定めない。

部門ごとに金・銀・銅賞各1点、奨励賞2点以内、佳作数点を決定し、審査結果は入賞者に通知します。

入賞者には作品展示期間の初日に表彰式を開催し、表彰状を授与します。各部門の金・銀・銅賞には副賞を贈呈します。例年、各部門の金・銀賞の受賞作品は、翌年開催の全国健康福祉祭美術展に出品していますが、令和9年度は全国健康福祉祭美術展が開催されないため、同美術展への出品はありません。令和8年開催の第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）美術展に出品される方および出品の権利を持たれている方の作品についても、出品申込を受付し会場に展示いたしますが、審査対象とはなりません。

○申込期間：令和8年5月1日（金）～7月10日（金）

○申込方法：各市町村に置いてあるリーフレットにてお申し込み下さい。

リーフレットは財団のホームページからもダウンロードできます。

○作品展示期間：令和8年9月30日（水）～10月4日（日）

○作品展示場所：熊本県立美術館 分館

【問い合わせ先】 ☎ 860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7（熊本県総合福祉センター3階）

一般財団法人熊本さわやか長寿財団生きがい推進グループ

TEL：096-354-3083 FAX：096-354-3103

問合せ 健康福祉課 ☎ 72-1229

山都町危険ブロック塀等安全確保支援事業



避難路（町が指定した路線および区画）に面する危険なブロック塀などの除去費用に対する補助を実施します。

【交付対象者】

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 補助事業の対象となるブロック塀などを所有する者
- (2) 町税を滞納していない者

【補助事業の対象となる経費（補助対象経費）】

危険なブロック塀などの撤去工事に要する費用

【補助率】

補助対象事業費の10/10以内

【補助限度額】

20万円または撤去するブロック塀などの長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額

【その他の事項】

- (1) 他の補助事業と重複していないこと。
- (2) 危険なブロック塀などの一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀などを設置しないこと。
- (3) ブロック塀などとは、ブロック塀、石積塀、レンガ塀などをいう。

【申請受付期間】

令和8年6月～令和8年10月末まで（予算がなくなり次第受付終了となります。）
相談などは随時受付しています。

問合せ 建設課 ☎ 72-1145



山都町 HP

山都町戸建て木造住宅耐震改修等事業



戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修等工事に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象住宅等（次のすべての要件を満たす住宅が対象）】

- ・山都町内に存在する戸建て木造住宅で、現在居住されているもの
- ・在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された3階建て以下のもの
- ・平成12年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により、り災したことが確認できるもの
- ・所有者が町税を滞納していないこと
- ・建築基準法に係る違反がないもの など

【補助対象事業および補助限度額】

- ・耐震診断（15万8千円）
 - ・耐震改修設計（20万円）
 - ・耐震改修工事（60万円）
 - ・建替え工事（60万円）
 - ・耐震シェルター工事（20万円）
 - ・総合支援メニュー（耐震設計＋耐震改修工事）（157万5千円）
 - ・総合支援メニュー（耐震設計＋建替え工事）（157万5千円）
- なお、過去に本補助金を活用した事業については補助対象外となります。

【申請受付期間】

令和8年6月～令和8年10月末まで（予算がなくなり次第受付終了となります。）
相談などは随時受付しています。

問合せ 建設課 ☎ 72-1145



山都町 HP

